

### 第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

(空白)

### 第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

#### 3.1 環境影響要因の抽出

対象事業の特性を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼす恐れがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を表 3.1-1 に示すとおり抽出した。

表 3.1-1 環境影響要因

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事中	工事の実施	造成等の施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の伐採、掘削、地盤改良、整地を行う。</li> <li>・ 工事中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水</li> </ul>
		建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に伴う建設機械の稼働</li> </ul>
		資機材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事に必要な資材等の運搬車両の走行</li> <li>・ 建設廃棄物の搬出</li> </ul>
存在・供用時	土地及び工作物の存在及び供用	敷地及び構造物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物・煙突等の施設の設置</li> <li>・ 供用中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水</li> </ul>
		施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 煙突からのばい煙の排出</li> <li>・ 施設排水等の排出※</li> <li>・ 設備の運転</li> <li>・ 処理残さ等の発生</li> </ul>
		廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の運搬車両の走行</li> </ul>

※プラント排水については処理後再利用する計画であり、生活排水については隣接する農業集落排水処理施設で処理した後に公共用水域に排水するか、処理後施設内で再利用する。

### 3.2 環境要素の抽出

環境に影響が生じる可能性を検討すべき要素（以下「環境要素」という。）を抽出した。

環境要素は、「山梨県環境影響評価条例等技術指針」に示された環境影響評価の項目をもととして、そのほか地域住民から聞き取った意見を踏まえて項目の追加を検討し、表 3.2-1 に示すとおり抽出した。

表 3.2-1 環境要素

環境要素の区分		
山梨県環境影響評価等 技術指針に基づく項目	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染
		悪臭
		騒音
		低周波音
		振動
		水質汚濁（水質）
		水質汚濁（水底の底質）
		水象
		地盤沈下
		土壤汚染
		地形・地質
		日照阻害
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目
	陸上動物	
	水生生物	
	生態系	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景
		人と自然との触れ合い活動の場
	環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土
		大気汚染物質・水質汚濁物質
温室効果ガス等		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	
組合が独自に設定する項目*	その他の項目	地域交通

※周辺住民を対象として事業計画の説明を行った際、国道 140 号の渋滞に対する悪影響を懸念する意見が寄せられたことから、環境影響評価指針にはないものの調査項目として独自に追加することとした。